

令和3年第1回

東紀州環境施設組合議会臨時会会議録

令和3年4月28日（水）開会

令和3年4月28日（水）閉会

東紀州環境施設組合議会

令和3年第1回東紀州環境施設組合議会臨時会会議録

日時 令和3年4月28日(水) 午後1時30分

場所 尾鷲市立中央公民館3階 講堂

○出席議員 10名

1番	村田幸隆君	2番	南靖久君
3番	山本洋信君	4番	大橋秀行君
5番	入江康仁君	6番	岡村哲雄君
7番	野地本隆君	8番	山本章彦君
9番	莊司健君	10番	野田純志君

○欠席議員 なし

○説明のため出席した者

管理者	加藤千速君
副管理者	河上敢二君
副管理者	尾上壽一君
副管理者	大畑覚君
副管理者	西田健君
監査委員	松永剛君
会計管理者	平山始君
事務局長	福屋弘樹君
事務局次長	大崎弘二君
事務局総務係長	宮本拓也君
尾鷲市環境課長	吉澤道夫君
熊野市環境対策課長	濱中拓也君
紀北町環境管理課長	宮本忠宜君
御浜町生活環境課長	岡田織謙君
紀宝町環境衛生課長	芝征史君

○職務のため出席した者

事務局業務係長	井上貴義君
事務局主任	阪井耕平君

○議事日程

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 選挙第1号 議長選挙について
- 日程第3 議席の指定
- 日程第4 会議録署名議員の指名
- 日程第5 会期の決定
- 日程第6 選挙第2号 副議長選挙について
- 日程第7 議員提出議案第1号 東紀州環境施設組合議会会議規則の制定について
- 日程第8 議員提出議案第2号 地方自治法第180条第1項の規定による管理者専決処分事項の指定について
- 日程第9 議案第1号 専決処分の承認について（東紀州環境施設組合事務所の位置を定める条例ほか26件の条例）
- 日程第10 議案第2号 専決処分の承認について（令和3年度東紀州環境施設組合一般会計暫定予算）
- 日程第11 議案第3号 専決処分の承認について（東紀州環境施設組合指定金融機関の指定）
- 日程第12 議案第4号 東紀州環境施設組合議会定例会の回数に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第5号 東紀州環境施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第6号 東紀州環境施設組合議会等の要求により出頭した者等の実費弁償に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第7号 東紀州環境施設組合財政状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第8号 東紀州環境施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第9号 東紀州環境施設組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第10号 東紀州環境施設組合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第11号 東紀州環境施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について
- 日程第20 議案第12号 令和3年度東紀州環境施設組合一般会計予算について
- 日程第21 議案第13号 東紀州環境施設組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の委託に関する協議について
- 日程第22 議案第14号 三重県市町公平委員会への加入に関する協議について
- 日程第23 議案第15号 東紀州環境施設組合指定金融機関の指定について
- 日程第24 議案第16号 東紀州環境施設組合監査委員の選任について
- 日程第25 議案第17号 東紀州環境施設組合監査委員の選任について

○会議に付した事件

日程第1から日程第25まで

午後 1時30分 開会

開 会

○事務局長（福屋弘樹君） 皆さまこんにちは。本日、司会を務めさせていただきます東紀州環境施設組合事務局長の福屋です。よろしくお願いいたします。本日は、ご多用のところご出席いただき誠にありがとうございます。

誠に恐れ入りますが、携帯電話については電源をお切りになるか、マナーモードに設定をお願いいたします。

本臨時会は、組合設立後、最初の議会でございます。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時の議長の職務を行うことになっております。

本日、出席議員の中で紀宝町の莊司健議員が年長の議員でありますので、ご紹介させていただきます。

莊司議員、議長席までご移動をお願いいたします。

（莊司健臨時議長 議長席に着席）

○臨時議長（莊司健君） あらためましてこんにちは。ただいまご紹介をいただきました莊司でございます。地方自治法の規定により、臨時議長の職務を務めさせていただきます。議長が選出されるまでの間、どうぞよろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、事務局長に議員の出席状況を報告させていただきます。

○事務局長（福屋弘樹君） ただいまの出席議員は、10名でございます。以上で報告を終わります。

午後 1時32分 開議

○臨時議長（莊司健君） ただいまの報告のとおり、出席議員は定足数に達しておりますのでただいまより、令和3年第1回東紀州環境施設組合議会臨時会を開会いたします。

管理者の挨拶

○臨時議長（莊司健君） 開会にあたり、管理者から挨拶の申し出がございますのでこれをお受けしたいと思います。

加藤管理者。

（管理者 加藤千速君 登壇）

○管理者（加藤千速君） 皆さま、こんにちは。管理者を仰せつかっております尾鷲市長の加藤でございます。開会にあたりまして、一言挨拶を申し上げます。

本日、東紀州環境施設組合議会臨時会を招集いたしましたところ、各議員におかれましては何かとお忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

また、皆さま方には各市町議会におきまして東紀州環境施設組合の設置にあたり、組合規約等の議決など様々な場面でご理解ご協力をいただきましたこと厚くお礼を申し上げます。おかげをもち

まして、去る3月9日には三重県知事から組合設立の許可をいただき、4月1日より組合業務を開始することができました。

そして、本日、ここに組合議会として初めてとなる臨時会を開催させていただき運びとなりました。本組合では5市町の可燃ごみ処理施設を共同で建設及び運営していくことを目的としており、この取り組みにより、ごみ処理コストを縮減するだけではなく、ごみ焼却時の熱エネルギーを発電に活用するといった地球温暖化の防止につながるような工夫も積極的に取り入れ、高度で効率的かつ安定的な施設整備を考えておりますので皆さま方のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本臨時会では組合が発足して組織を運営するために必要な条例など数多くの議案を提出させていただいております。後ほど議題となりました際にそれぞれ説明いたしますのでご審議の程よろしく願い申しあげ、簡単ではございますが開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

○臨時議長（莊司健君） ありがとうございます。

ここでお諮りをいたします。これからの議事の進行につきましては東紀州環境施設組合議会会議規則が制定されておられませんので本臨時会で提案されます東紀州環境施設組合議会会議規則案に準じて進行したいと思いますのご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○臨時議長（莊司健君） 異議なしと認めます。よって、これからの議事進行につきましては東紀州環境施設組合議会会議規則案によって進めることといたします。

これより議事に入ります。本日の議事につきましては、お手元の議事日程により取り進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（莊司健君） それでは、日程第1、仮議席の指定を行います。議長が議席の指定を行うまでの間、ただいま皆さん方が着席されておられます議席を仮議席といたします。

日程第2 選挙第1号 議長の選挙について

○臨時議長（莊司健君） 次に、日程第2、選挙第1号「議長の選挙について」を議題といたします。事務局長をして、議案を朗読させます。

（事務局長 福屋弘樹君 議案朗読）

○臨時議長（莊司健君） それでは、これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○臨時議長（莊司健君） 異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては臨時議長において指名いたしたくと思いますがこれにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○臨時議長（莊司健君） ご異議なしと認めます。本件は、臨時議長において指名することに決しました。議長に尾鷲市の村田幸隆議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま臨時議長において指名いたしました村田幸隆議員を議長の当選人と決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○臨時議長(莊司健君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました村田幸隆議員が議長に当選されました。ただいま議長に当選されました村田幸隆議員が議場におられますので、会議規則第29条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

就任にあたりまして、村田幸隆議員よりご挨拶をお受けいたします。

○1番(村田幸隆君) ただいま議員諸侯のご推挙によりまして、初代議長に就任することになりました村田でございます。どうぞよろしくお願ひ申しあげます。東紀州一体となった2市3町の大きな広域行政事務組合でありますけれども私もこのような大きな広域の行政に携わったことがありませんのでいささか戸惑ってはおりますけれどもこの2市3町が一体となって東紀州のごみ焼却施設をつくっていくという趣旨でありますからこれに私もたゆまぬ努力をしてみたいと思っております。そのためには議員諸侯の旧に倍するご指導と2市3町の首長方によります折に触れご助言をいただきながら東紀州の広域行政事務組合の議会として公正かつ円滑に議会運営を進めていくつもりでございますのでどうぞよろしくお願ひ申しあげます。ありがとうございました。

○臨時議長(莊司健君) これをもちまして臨時議長の職務は終了いたしました。ご協力ありがとうございました。それでは村田議長と交代いたします。村田議長、議長席にお着きください。

(莊司健臨時議長 議長席から退席)

(村田幸隆議長 議長席に着席)

日程第3 議席の指定

○議長(村田幸隆君) それでは、引き続き議事を行います。

次に、日程第3、議席の指定を議題といたします。議席は、お手元に配付しております議席表のとおりとして、会議規則第3条第1項の規定により、議長において仮議席と同じ議席を指定いたします。議員諸氏の氏名とその議席番号を事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

(事務局長 福屋弘樹君 議席朗読)

○議長(村田幸隆君) ただいまの朗読のとおり、議席を指定いたしました。

日程第4 会議録署名議員の指名

○議長(村田幸隆君) 次に、日程第4、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第94条の規定により、10番 野田純志議員、2番 南靖久議員を指名いたします。

日程第5 会期の決定

○議長(村田幸隆君) 次に、日程第5、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日の1日限りといたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長（村田幸隆君） ご異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は、本日の1日限りとすることに決しました。

日程第6 選挙第2号 副議長の選挙について

○議長（村田幸隆君） 次に、日程第6、選挙第2号「副議長の選挙について」を議題といたします。事務局長をして、議案を朗読させます。

事務局長。

（事務局長 福屋弘樹君 議案朗読）

○議長（村田幸隆君） お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（村田幸隆君） ご異議なしと認めます。選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長において指名いたしたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（村田幸隆君） ご異議なしと認めます。本件は、議長において指名することに決しました。副議長に熊野市の山本洋信議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました山本洋信議員を副議長の当選人と決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（村田幸隆君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました山本洋信議員が副議長に当選されました。ただいま副議長に当選されました山本洋信議員が議場におられますので本席から、会議規則第29条第2項の規定により、当選の告知をいたします。就任にあたりまして、山本洋信議員よりご挨拶をお受けいたします。

○3番（山本洋信君） ただいま皆さま方からご推挙を賜りました山本でございます。副議長に推挙を賜り身の引き締まる思いでございます。広域の事業でございますので5市町の住民の皆さん方に納得をいただけるような議事進行を行っていきたく思っております。また、そのために村田議長の補佐に努めてまいりたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

日程第7 議員提出議案第1号 東紀州環境施設組合議会会議規則の制定について

○議長（村田幸隆君） 次に、日程第7、議員提出議案第1号「東紀州環境施設組合議会会議規則の制定について」を議題といたします。事務局長をして、議案の朗読をさせます。

事務局長。

（事務局長 福屋弘樹君 議案朗読）

提案説明

○議長（村田幸隆君） 次に、提案者に提案理由の説明を求めます。2番、南靖久議員。

○2番（南靖久君） 議員提出議案第1号、東紀州環境施設組合議会会議規則の制定について、提案者を代表いたしまして提案理由をご説明申し上げます。別紙資料の3ページをお開きください。

本案は、地方自治法第120条の規定に基づき、東紀州環境施設組合議会の運営に関する手続及び議会内部の規律等を定めるため、提案するものでございます。

なお、本規則は標準会議規則並びに構成5市町の会議規則を参考に整備したものでございます。4ページをお開きください。

第1章では総則としまして、会期、会議時間等について、第2章では議案及び動議としまして議案提出や動議に係るものについて、第3章では議事日程について、第4章では議会における選挙について、第5章では議事としまして議案等の説明や質疑、討論等について、第6章では発言としまして、発言の許可等、質疑の回数、討論、一般質問等について、第7章では表決の方法について、第8章では公聴会及び参考人としまして、公聴会の開催や公述人及び参考人について、第9章では請願といたしまして、請願書や陳情書の取扱い等について、第10章では秘密会について、第11章では議長、副議長及び議員の辞職について、第12章では議会の規律について、第13章では懲罰について、第14章では全員協議会の設置について、第15章では会議録について、最後に第16章では補則といたしまして、会議規則の疑義に対する措置を定めるなど、合計96条の規定の整備を図るものであります。

以上、簡単ではございますが「東紀州環境施設組合議会会議規則の制定について」の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく、ご審議いただき、ご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（村田幸隆君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより提案理由に対する質疑に入ります。ただいまのところ、質疑の通告はございません。ご質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（村田幸隆君） ご質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ、討論の通告はございません。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（村田幸隆君） 討論なしと認めます。

これより議員提出議案第1号を採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（村田幸隆君） 挙手全員。挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議員提出議案第2号 地方自治法第180条第1項の規定による管理者専決処分事項の指定について

○議長（村田幸隆君） 次に、日程第8、議員提出議案第2号「地方自治法第180条第1項の規定による管理者専決処分事項の指定について」を議題といたします。

ただいまの議案につきまして、事務局長をして議案の朗読をさせます。

事務局長。

(事務局長 福屋弘樹君 議案朗読)

提案説明

○議長(村田幸隆君) 提案者に提案理由の説明を求めます。5番、入江康仁議員。

○5番(入江康仁君) それでは議長の許可を得まして日程第8、議員提出議案第2号についての提案理由をご説明申しあげます。議員提出議案第2号、地方自治法第180条第1項の規定による管理者専決処分事項の指定について、提案者を代表いたしまして提案理由をご説明申しあげます。

別添資料の15ページをお開きください。

本案は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する事項のうち、管理者において専決処分をすることができる軽易な事項を定めるために提案するものでございます。

その専決処分事項については、法律上その義務に関わる和解または損害賠償額の決定に関することで、その1件の額が100万円以下のものがございます。

以上、簡単ではございますが、地方自治法第180条第1項の規定による管理者専決処分事項の指定について、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願い申しあげます。

○議長(村田幸隆君) これより、提案理由に対する質疑に入ります。ただいまのところ、質疑の通告はございません。ご質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(村田幸隆君) ご質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はございません。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(村田幸隆君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第2号を採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(村田幸隆君) 挙手全員。挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第9～23 議案第1号～議案第15号の上程(提案説明、質疑、討論、採決)

○議長(村田幸隆君) 次に、日程第9、議案第1号「専決処分の承認について(東紀州環境施設組合事務所の位置を定める条例ほか26件の条例)」から、日程第23、議案第15号「東紀州環境施設組合指定金融機関の指定について」までの計15議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました15議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

提案説明

○議長（村田幸隆君） 管理者より提案理由の説明を求めます。

管理者。

（管理者 加藤千速君 登壇）

○管理者（加藤千速君） それでは、提出しております議案第1号から議案第15号までの計15議案につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

議案第1号「専決処分の承認について」につきましては、令和3年4月1日の東紀州環境施設組合の設立に伴い、組合議会が成立していなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、東紀州環境施設組合事務所の位置を定める条例ほか26件の条例を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案書98ページをご覧ください。

議案第2号「専決処分の承認について」につきましては、4月1日の本組合設立に伴い、同日、東紀州環境施設組合一般会計暫定予算を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案書100ページをご覧ください。

議案第3号「専決処分の承認について」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、地方自治法施行令第168条第2項に規定する指定金融機関を株式会社第三銀行とする専決処分をいたしましたので、同法第179条第3項の規定により、報告し、承認を求めるものであります。

次に、102ページをご覧ください。

議案第4号「東紀州環境施設組合議会定例会の回数に関する条例の制定について」につきましては、地方自治法第102条第2項の規定に基づき、組合議会の定例会の回数を年2回とするものでございます。

次に、103ページをご覧ください。

議案第5号「東紀州環境施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について」につきましては本組合の職員の任用の状況等の公表について必要な事項を定めるため、制定するものであります。

次に、105ページをご覧ください。

議案第6号「東紀州環境施設組合議会等の要求により出頭した者等の実費弁償に関する条例の制定について」につきましては、出頭した関係人の受ける実費弁償について必要な事項を定めるため、制定するものであります。

次に、106ページをご覧ください。

議案第7号「東紀州環境施設組合財政状況の公表に関する条例の制定について」につきましては、地方自治法第243条の3第1項の規定に基づき、財政に関する所要事項を説明する文書の作成及び公表に関して定めるものであります。

次に、107ページをご覧ください。

議案第8号「東紀州環境施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について」につきましては、地方自治法第96条第1項第5号から第8号、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分について必要な事項を定めるため、制定するものであります。

次に、108ページをご覧ください。

議案第9号「東紀州環境施設組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について」につきましては、地方自治法第234条の3の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約について必要な事項を定めるものであります。

次に、109ページをご覧ください。

議案第10号「東紀州環境施設組合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の制定について」につきましては、地方自治法第237条第2項の規定に基づき、財産の交換、譲与、無償貸付け等について必要な事項を定めるため、制定するものであります。

次に、111ページをご覧ください。

議案第11号「東紀州環境施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について」につきましては、周辺地域の生活環境に及ぼす影響について調査結果を縦覧に供し、意見書を提出する機会を与える目的のため、制定するものであります。

次に、113ページをご覧ください。

議案第12号「令和3年度東紀州環境施設組合一般会計予算」につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,290万8,000円と定めるものであります。

次に、114ページをご覧ください。

議案第13号「東紀州環境施設組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の委託に関する協議について」につきましては、本議会の議員、その他非常勤の職員の公務災害補償等に関して、地方自治法第252条の14の規定により三重県に事務委託することについて、規約を定め、協議したいので同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、116ページをご覧ください。

議案第14号「三重県市町公平委員会への加入に関する協議について」につきましては、本組合に置かなければならない公平委員会を地方自治法第252条の7第2項の規定により、令和3年9月1日から当組合が三重県市町公平委員会に加入することについて協議したいので、同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、119ページをご覧ください。

議案第15号「東紀州環境施設組合指定金融機関の指定について」につきましては、地方自治法第235条第2項及び同法施行令第168条第2項の規定により、令和3年7月1日から当組合の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせる金融機関を指定するものであります。

以上、提案の理由をご説明申しあげました。各議案の詳細につきましては、事務局長より説明いたしますのでよろしくご審議賜りますようお願い申しあげます。

上程議案の内容説明

○議長（村田幸隆君） 次に、各議案に対する詳細説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（福屋弘樹君） それでは議案第1号から議案第15号まで一括してご説明申しあげます。

お手元の議案書の1ページをお開きください。

議案第1号から議案第3号につきましては、東紀州環境施設組合が設立されたことに伴い、組合

議会が成立していなかったため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認をお願いするものでございます。議案第 1 号は、法令等により必ず設置するもの、もしくは制定が必要なもので組合事務の執行上、また運営上、空白期間の許されないものなどを定めた、東紀州環境施設組合事務所の位置を定める条例ほか 26 件の条例を専決処分させていただいたものであります。条例制定の目的やその概要についてご説明させていただきます。

4 ページをお開きください。

「東紀州環境施設組合事務所の位置を定める条例の制定について」でございます。ごみ処理施設が完成するまでは現在の事務所がある尾鷲市矢浜 3 丁目 2 番 3 号を組合の事務所の位置として定めております。

次に 6 ページをお開きください。

「東紀州環境施設組合負担金条例の制定について」でございます。関係市町が支弁すべき負担金の割合を定めております。負担金の割合につきましては 2 つの区分としており、建設事業費につきましては、均等割 10%、人口割 90%としております。組合運営費につきましては、均等割 10%、実績割 90%としております。

次に 8 ページをお開きください。

「東紀州環境施設組合の休日を定める条例の制定について」でございます。組合の休日は、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に基づく休日、12 月 29 日から 1 月 3 日までと定めております。

次に 10 ページをお開きください。

「東紀州環境施設組合公告式条例の制定について」でございます。第 2 条第 2 項でそれぞれの掲示場において掲示することとしております。

また、第 5 条では議会その他組合の機関の定める規則等については条例の公表に関する規程を準用することについて定めています。

次に 12 ページをお開きください。

「東紀州環境施設組合監査委員条例の制定について」でございます。地方自治法第 202 条の規定に基づき、組合の監査委員に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に 14 ページをお開きください。

「東紀州環境施設組合事務局設置条例の制定について」でございます。地方自治法第 158 条第 1 項の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理するため、組合に事務局を置くことを定めるものでございます。

次に 16 ページをお開きください。

「東紀州環境施設組合情報公開条例の制定について」でございます。組合の公文書の開示に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に 24 ページをお開きください。

「東紀州環境施設組合個人情報保護条例の制定について」でございます。個人情報の適正な取り扱いの確保に関する基本的事項を定めるものでございます。

次に 37 ページをお開きください。

「東紀州環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」でございます。情報

公開及び個人情報保護制度の円滑な実施を図るため、情報審査会を設置することを定めるものでございます。

次に 42 ページをお開きください。

「東紀州環境施設組合行政手続条例の制定について」でございます。行政手続法第 46 条の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続きについて、定めるものでございます。

次に 53 ページをお開きください。

「東紀州環境施設組合行政不服審査会条例の制定について」でございます。行政不服審査法、その他法令で定める不服申し立てに関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に 56 ページをお開きください。

「東紀州環境施設組合職員定数条例の制定について」でございます。地方自治法第 172 条第 3 項の規定に基づき、組合事務局に常時勤務する一般職の職員の定数を定めるものでございます。職員の定数は 8 人としております。

次に 58 ページをお開きください。

「東紀州環境施設組合職員の再任用に関する条例の制定について」でございます。地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項から第 3 項の規定に基づき、組合職員の再任用に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に 60 ページをお開きください。

「東紀州環境施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」でございます。地方公務員法第 24 条第 5 項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めるものでございます。組合一般職の任期付職員の採用につきましては、尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員の例によるものとしております。

次に 62 ページをお開きください。

「東紀州環境施設組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の制定について」でございます。地方公務員法第 29 条第 4 項の規定に基づき、職員の懲戒の手続及び効果に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に 64 ページをお開きください。

「東紀州環境施設組合職員の分限に関する条例の制定について」でございます。地方公務員法第 28 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果並びに失職の特例に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に 66 ページをお開きください。

「東紀州環境施設組合職員の定年等に関する条例の制定について」でございます。地方公務員法第 28 条の 2 第 1 項から第 3 項まで及び第 28 条の 3 の規定に基づき、職員の定年等に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に 68 ページをお開きください。

「東紀州環境施設組合職員のサービスの宣誓に関する条例の制定について」でございます。地方公務員法第 31 条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に 71 ページをお開きください。

「東紀州環境施設組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について」でございます。地方公務員法第 35 条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し、必要な事項を定め

るものでございます。

次に 73 ページをお開きください。

「東紀州環境施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の制定について」でございます。地方公務員法第 24 条第 6 項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日、休暇等に関し、必要な事項を定めるものであり、尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の適用を受ける職員の例によるものとしております。

次に 75 ページをお開きください。

「東紀州環境施設組合職員の育児休業等に関する条例の制定について」でございます。地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき、職員の育児休業等に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に 77 ページをお開きください。

「東紀州環境施設組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定について」でございます。地方自治法第 203 条の規定に基づき、組合議員の報酬及び費用弁償について定めるものでございます。議員報酬につきましては、別表第 1 のとおり、旅費額等につきましては、別表第 2 のとおり定めるものでございます。

次に 80 ページをお開きください。

「東紀州環境施設組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について」でございます。地方自治法第 203 条の 2 の規定に基づき、議会の議員を除くものに対する報酬及び費用弁償、並びに支給方法等について必要な事項を定めるものでございます。各職員の報酬額及び旅費額等につきましては、別表第 1 から別表第 2 のとおり定めております。

次に 83 ページをお開きください。

「東紀州環境施設組合職員の給与に関する条例の制定について」でございます。地方公務員法第 24 条第 5 項の規定に基づき、職員の給与に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に 85 ページをお開きください。

「東紀州環境施設組合職員等の旅費に関する条例の制定について」でございます。地方公務員法第 24 条第 5 項の規定に基づき、公務のため旅行する職員及び職員以外の者に対して支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に 94 ページをお開きください。

「東紀州環境施設組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の制定について」でございます。地方公務員災害補償法第 69 条及び第 70 条の規定に基づき、組合議員その他の非常勤職員の公務災害補償等に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に 96 ページをお開きください。

「東紀州環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について」でございます。この情報公開・個人情報保護審査会につきましては、事務の一部を三重県町村会に委任することとしており、同条例につきましては 4 月 1 日に専決処分を行ったものですが、その後、三重県町村会からの依頼により条文を一部改正することとなったものであります。

以上、議案第 1 号の説明とさせていただきます。

次に 98 ページをお開きください。

議案第 2 号「専決処分の承認について（令和 3 年度東紀州環境施設組合一般会計暫定予算）」につ

きましてご説明いたします。別冊の令和3年度東紀州環境施設組合一般会計暫定予算書をご覧ください。本案は、組合設立後、当面の組合の運営に必要な最低限の経費に係る予算について、専決処分したものでございます。

1ページをお開き願います。

組合の一般会計の暫定予算ですが、第1条、歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,031万3,000円と定めるものでございます。

第2項、歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから3ページの第1表歳入歳出暫定予算によることとしております。

6ページをお願いいたします。

こちらは歳入でございます。1款、分担金及び負担金、1項、1目、負担金は組合運営経費といたしまして負担金条例に基づく負担割合に応じて関係市町にご負担いただくものでございまして1,031万3,000円でございます。

続きまして、8ページをお願いします。

歳出でございますが、1款、議会費は、23万6,000円でございます。組合議会の運営で必要となる経費を計上しております。2款、総務費のうち、1項、総務管理費は、990万6,000円でございます。主に組合設立から当面の間、必要となる需用費、使用料及び賃借料、備品購入費等を計上しております。2項、監査委員費は5万5,000円を計上しております。3款、衛生費は、ごみ処理施設整備事業費としまして関係機関との調整に必要な職員の旅費等を計上しております。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

次に議案書100ページをお願いします。

議案第3号「専決処分の承認について（東紀州環境施設組合指定金融機関の指定）」につきましてご説明いたします。本案は、地方自治法施行令第168条第2項の規定に基づき、東紀州環境施設組合の公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせるための指定金融機関として株式会社第三銀行を指定したものでございます。なお、株式会社第三銀行につきましては、現在、尾鷲市の指定金融機関として指定されているところでございます。

また、令和3年5月1日より株式会社第三銀行が株式会社三十三銀行に名称を変更すると伺っております。

続きまして、102ページをお願いします。

議案第4号「東紀州環境施設組合議会定例会の回数に関する条例の制定について」につきましてご説明いたします。本案は、地方自治法第102条第2項の規定に基づき、組合議会の定例会の回数を定めるため、提案するものでございます。定例会の回数は年2回としております。

なお、招集時期につきましては、9月と3月を予定しております。

続きまして、103ページをお願いします。

議案第5号「東紀州環境施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について」につきましてご説明いたします。本案は、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるため、提案するものでございます。年1回、管理者に対し第3条に定める事項を報告するものであり、また、管理者は、年1回、公平委員会の報告も受けることとしております。公表の時期及び方法につきましては、第5条、第6条のとおり定めるものであります。

続きまして、105 ページをお願いします。

議案第 6 号「東紀州環境施設組合議会等の要求により出頭した者等の実費弁償に関する条例の制定について」につきまして、ご説明いたします。本案は、地方自治法第 207 条その他法令の規定に基づき、議会・監査委員の要求により出頭した証人、関係人等の受ける実費弁償に関し、必要な事項を定めるものでございます。第 2 条で実費弁償の支給方法は、一般職の職員に支給する旅費の例による旨を定めております。

続きまして、106 ページをお願いします。

議案第 7 号「東紀州環境施設組合財政状況の公表に関する条例の制定について」につきまして、ご説明いたします。本案は、地方自治法第 243 条の 3 第 1 項の規定に基づき、組合の財政に関する所要事項の公表に関して定めるものでございます。財政事情の公表は、年 2 回行うものとし、公表の方法、内容につきましては、第 3 条及び第 4 条により定めるものでございます。

続きまして、107 ページをお願いします。

議案第 8 号「東紀州環境施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について」につきまして、ご説明いたします。地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び第 8 号の規定に基づき、議会に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事または製造の請負で、財産の取得又は処分については、予定価格 2,000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い又は、不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとし、土地については、1 件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限るとすることなど、必要な事項を定めるものであります。

続きまして、108 ページをお願いします。

議案第 9 号「東紀州環境施設組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について」につきまして、ご説明いたします。本案は、地方自治法第 234 条の 3 及び地方自治法施行令第 167 条の 17 の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約について、必要な事項を定めるものであります。長期継続契約を締結することができる契約につきましては、第 2 条に掲げるものと定めるものでございます。

続きまして、109 ページをお願いします。

議案第 10 号「東紀州環境施設組合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の制定について」につきまして、ご説明いたします。地方自治法第 237 条第 2 項の規定に基づき、財産の交換、譲与、無償貸付け等に関し、必要な事項を定めるものであります。第 2 条で普通財産の交換について、第 3 条で普通財産の譲与又は、減額譲渡について、第 4 条で無償貸付又は減額貸付けについて、第 5 条では物品の交換、第 6 条では物品の譲与又は減額譲渡、第 7 条では物品の無償貸付け又は減額貸付けについて定めるものでございます。

続きまして、111 ページをお願いします。

議案第 11 号「東紀州環境施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について」につきまして、ご説明いたします。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 3 第 2 項の規定に基づき、東紀州環境施設組合管理者が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果及び報告書等の縦覧手続並びに意見書を提出する場合の手続に関し、必要な事項を定めるものでございます。第 4 条で縦覧の場所及び期間、第 5 条で意見書の提出等について、必要な事項を定めるものであります。

続きまして、113 ページをお願いします。

議案第12号「令和3年度東紀州環境施設組合一般会計予算について」につきましてご説明いたします。恐れ入りますが別冊の令和3年度予算書1ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,290万8,000円と定めるものでございます。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものでございます。この第1表につきましては、2ページに歳入を3ページに歳出をそれぞれ掲げておりますのでご参照賜りたいと存じます。

次に第2条の債務負担行為でございますが地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為によるものでございます。この第2表につきましては、4ページをお願いします。第2表、債務負担行為でございますが事項といたしましては東紀州広域ごみ処理施設整備基本計画策定等及び生活環境影響調査業務でございます。期間を令和4年度から令和5年度までとし、限度額8,723万円の債務負担行為を設定するものであります。

次に主な予算の内容につきましてご説明申しあげます。6ページ、7ページをお願いいたします。こちらは歳入歳出予算事項別明細書の総括でございます。

次に8ページ、9ページをお願いいたします。こちらは歳入でございます。1款、分担金及び負担金、1項、1目、負担金は、組合運営経費としまして負担金条例に基づく負担割合に応じて構成市町にご負担いただくもので9,860万2,000円でございます。構成市町の負担額は説明欄に記載のとおりでございます。2款、国庫支出金、1項、国庫補助金、1目、衛生費国庫補助金1,430万4,000円につきましては、環境省の循環型社会形成推進交付金として計上させていただくものでございます。3款、諸収入、1項、1目、雑入は預金利子等を計上させていただくものでございます。歳入の合計は、1億1,290万8,000円でございます。

続きまして、10ページ、11ページをお願いいたします。歳出でございますが、1款、1項、1目、議会費108万2,000円につきましては、組合議会の運営経費でございます。使用料及び賃借料のバス借上料37万7,000円は行政視察に要する費用、備品購入費の庁用器具費35万4,000円は議会で必要なアンプやマイク一式の費用でございます。

12ページから13ページをお願いします。2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、4,448万1,000円は組合運営に要する需用費や委託料、使用料及び賃借料等でございます。委託料では組合のホームページ構築に要する費用306万3,000円を、使用料及び賃借料では財務会計システム導入費用としまして、202万4,000円を計上させていただいております。

14ページ、15ページをお願いいたします。負担金補助及び交付金には構成市町から派遣されております職員の人件費3,604万1,000円を計上させていただいております。

次に、2項、1目、監査委員費20万8,000円につきましては、監査委員への報酬等を計上させていただいております。

16ページ、17ページをお願いします。3款、衛生費、1項、清掃費、1目、ごみ処理施設整備事業費6,613万7,000円は、ごみ処理施設整備に要する費用でございます。報酬15万9,000円につきましては、広域ごみ処理施設整備基本計画策定委員報酬を、旅費81万3,000円につきましては、基本計画策定委員の費用弁償等でございます。委託料4,438万1,000円につきましては、東紀州広域ごみ処理施設整備基本計画策定等及び生活環境影響調査業務委託料に2,865万5,000円、建設予定

地の測量・地質調査業務委託料に 1,426 万円、測量・地質調査業務に係る発注者支援業務委託料に 85 万 6,000 円、不動産鑑定評価業務委託料に 61 万円を計上させていただいております。使用料及び賃借料では、施設整備基本計画策定委員による先進地視察に要する費用としましてバス借上料 64 万 4,000 円を計上させていただいております。公有財産購入費の 2,000 万円につきましては、尾鷲市営野球場の用地のうち中部電力株式会社が所有する用地に係る購入費用でございます。

18 ページ、19 ページをお願いします。4 款、1 項、1 目、予備費は 100 万円でございます。したがって、歳出合計は 1 億 1,290 万 8,000 円でございます。

なお、給与費明細書につきましては 20 ページに掲載しておりますので、ご参照賜りたいと存じます。

以上で令和 3 年度一般会計予算の説明を終わらせていただきます。

恐れ入りますが議案書にお戻りいただいて、114 ページをお開きください。

議案第 13 号「東紀州環境施設組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の委託に関する協議について」につきまして、ご説明いたします。三重県内すべての市町、一部事務組合等の地方公共団体が非常勤の職員の公務災害補償等に関して、地方自治法第 252 条の 14 の規定により三重県に事務委託しております。本組合についても県内の他の地方公共団体と同様に三重県に事務委託をするものであります。

続きまして、116 ページをお願いします。

議案第 14 号「三重県市町公平委員会への加入に関する協議について」につきまして、ご説明いたします。

本組合に置かなければならない公平委員会を事務の効率化を図ることから、地方自治法第 252 条の 7 第 2 項の規定により、三重県市町公平委員会共同設置規約を次のとおり定め、令和 3 年 9 月 1 日から三重県市町公平委員会に加入することについて、関係地方公共団体と協議するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、119 ページをお願いします。

議案第 15 号「東紀州環境施設組合指定金融機関の指定について」につきまして、ご説明いたします。地方自治法第 235 条第 2 項及び同法施行令第 168 条第 2 項の規定により、当組合の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせる金融機関を株式会社第三銀行、紀北信用金庫及び株式会社百五銀行のうちから指定するものです。尾鷲市及び三重紀北消防組合がこの 3 銀行を輪番制としていることから当組合も同様に指定をするものであります。

なお、令和 3 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までは紀北信用金庫を当組合の指定金融に指定したいと考えております。

以上、議案第 1 号から議案第 15 号までのご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田幸隆君） 以上で、議案第 1 号から議案第 15 号の詳細説明は終了いたしました。

ここで 10 分間休憩いたします。

休 憩 午後 2 時 47 分

再 開 午後 2 時 57 分

○議長（村田幸隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。これより議案に対する質疑に入ります。
ただいまのところ、質疑の通告はございません。ご質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（村田幸隆君） ないようでございますので質疑を終わります。これより討論に入ります。
ただいまのところ、討論の通告はございません。討論はございませんか。

○議長（村田幸隆君） 6番、岡村議員。

○6番（岡村哲雄君） 6番、紀北町議員の岡村でございます。私は、今回の議案について全て賛同の立場で討論させていただきます。効率的なごみ処理施設の運営と連続運転ができるということ、ダイオキシン等の抑制を図ることができるといった観点から本事業を前に進められるという賛成の立場で討論させていただきます。

ただ、現在、候補地とされている市営野球場につきましてですね、いまだに反対の周辺地区住民がおられるというようなことを聞いております。そこでですね、利害者、地元の周辺者、そういった方には是非ですね、丁寧な説明をしていただきたいと思います。特にですね、正式な組合が立ち上がったものですので、本来は地元である尾鷲市長が管理者となって中心になって地元の説明会を開くわけでございますけれども、正式な組合が立ち上がった以上、全市町に責任があるというわけで、できるだけ管理者をフォローする立場でですね、参加していただくと大変ありがたいと思います。利害者にできるだけ丁寧な説明をしていないと私は考えています。そういった丁寧な説明が終わったあとでですね、さらに強力で前進していけば私は良いと思います。

以上の意見を添えまして、全ての議案に賛同いたします。皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（村田幸隆君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（村田幸隆君） ないようでありますのでこれで討論を終結いたします。

これより、採決を行います。最初に日程第9、議案第1号「専決処分の承認について（東紀州環境施設組合事務所の位置を定める条例ほか26件）」を採決いたします。本件について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（村田幸隆君） 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第1号、「専決処分の承認について（東紀州環境施設組合事務所の位置を定める条例ほか26件）」は、承認されました。

次に、日程第10、議案第2号「専決処分の承認について（令和3年度東紀州環境施設組合一般会計暫定予算）」を採決いたします。本件について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（村田幸隆君） 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第2号「専決処分の承認について（令和3年度東紀州環境施設組合一般会計暫定予算）」は、承認されました。

次に、日程第11、議案第3号「専決処分の承認について（東紀州環境施設組合指定金融機関の指定）」を採決いたします。本件について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（村田幸隆君） 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第3号「専決処分の承認につ

いて（東紀州環境施設組合指定金融機関の指定）」は、承認されました。

次に、日程第12、議案第4号「東紀州環境施設組合議会定例会の回数に関する条例の制定について」を採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（村田幸隆君） 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第4号「東紀州環境施設組合議会定例会の回数に関する条例の制定について」は、原案のとおり、可決されました。

次に、日程第13、議案第5号「東紀州環境施設組合理事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について」を採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（村田幸隆君） 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第5号「東紀州環境施設組合理事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について」は、原案のとおり、可決されました。

次に、日程第14、議案第6号「東紀州環境施設組合議会等の要求により出頭した者等の実費弁償に関する条例の制定について」を採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（村田幸隆君） 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第6号「東紀州環境施設組合議会等の要求により出頭した者等の実費弁償に関する条例の制定について」は、原案のとおり、可決されました。

次に、日程第15、議案第7号「東紀州環境施設組合財政状況の公表に関する条例の制定について」を採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（村田幸隆君） 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第7号「東紀州環境施設組合財政状況の公表に関する条例の制定について」は、原案のとおり、可決されました。

次に、日程第16、議案第8号「東紀州環境施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について」を採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（村田幸隆君） 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第8号「東紀州環境施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定については、原案のとおり、可決されました。

次に、日程第17、議案第9号「東紀州環境施設組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について」を採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（村田幸隆君） 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第9号「東紀州環境施設組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について」は、原案のとおり、可決されました。

次に、日程第18、議案第10号「東紀州環境施設組合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条

例の制定について」を採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(村田幸隆君) 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第10号「東紀州環境施設組合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の制定について」は、原案のとおり、可決されました。

次に、日程第19、議案第11号「東紀州環境施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について」を採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(村田幸隆君) 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第11号「東紀州環境施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について」は、原案のとおり、可決されました。

次に、日程第20、議案第12号「令和3年度東紀州環境施設組合一般会計予算について」を採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を願います。

(全員起立)

○議長(村田幸隆君) 起立全員。起立全員であります。よって、議案第12号「令和3年度東紀州環境施設組合一般会計予算について」は、原案のとおり、可決されました。

次に、日程第21、議案第13号「東紀州環境施設組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の委託に関する協議について」を採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(村田幸隆君) 挙手全員であります。よって、議案第13号「東紀州環境施設組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の委託に関する協議について」は、原案のとおり、可決されました。

次に、日程第22、議案第14号「三重県市町公平委員会への加入に関する協議について」を採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(村田幸隆君) 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第14号「三重県市町公平委員会への加入に関する協議について」は、原案のとおり、可決されました。

次に、日程第23、議案第15号「東紀州環境施設組合指定金融機関の指定について」を採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(村田幸隆君) 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第15号「東紀州環境施設組合指定金融機関の指定について」は、原案のとおり、可決されました。

日程第24 議案第16号の上程(提案説明、採決)

次に、日程第24、議案第16号「東紀州環境施設組合監査委員の選任について」を議題といたします。事務局長をしてお手元の議案を朗読させます。

事務局長。

(事務局長 福屋弘樹君 議案朗読)

提案説明

○議長(村田幸隆君) 次に提案理由の説明を求めます。

管理者。

(管理者 加藤千速君 登壇)

○管理者(加藤千速君) 議案第16号、東紀州環境施設組合監査委員の選任についてご説明申し上げます。120ページをご覧ください。本案は、紀北町監査委員で、紀北広域連合の監査委員を務めておられる松永剛氏を本組合監査委員に選任いたしたく、東紀州環境施設組合同規約第11条第2項の規定により、議会の同意を求めます。ご審議のうえ、よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(村田幸隆君) 以上で提案理由の説明は終わりました。本件は人事案件でございますので、質疑及び討論を省略し、ただちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(村田幸隆君) ご異議なしと認めます。

これより、採決を行います。議案第16号「東紀州環境施設組合監査委員の選任について」は、原案のとおり、同意することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(村田幸隆君) 挙手全員。挙手全員であります。よって、本件は、原案のとおり、同意することに決しました。

ここで、松永監査委員の入場を求めます。

(監査委員 松永剛君 入場・着席)

日程第25 議案第17号の上程(提案説明、採決)

○議長(村田幸隆君) 次に、日程第25、議案第17号「東紀州環境施設組合監査委員の選任について」を議題といたします。

それでは、地方自治法第117条の規定により、山本章彦議員の退席を求めます。

(8番 山本章彦君 退席)

○議長(村田幸隆君) 事務局長をしてお手元の議案を朗読させます。

事務局長。

(事務局長 福屋弘樹君 議案朗読)

提案説明

○議長(村田幸隆君) 次に提案理由の説明を求めます。

管理者。

(管理者 加藤千速君 登壇)

○管理者（加藤千速君） 議案第 17 号、東紀州環境施設組合監査委員の選任についてご説明申し上げます。121 ページをご覧ください。本案は、組合議員のうち御浜町選出議員であります山本章彦氏を本組合監査委員に選任いたしたく、東紀州環境施設組合規約第 11 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。ご審議のうえ、よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田幸隆君） 以上で提案理由の説明は終わりました。本件は人事案件でございますので、質疑及び討論を省略し、ただちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（村田幸隆君） ご異議なしと認めます。

これより、採決を行います。議案第 17 号「東紀州環境施設組合監査委員の選任について」は、原案のとおり、同意することに賛成の方の挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（村田幸隆君） 挙手全員。挙手全員であります。よって、本件は、原案のとおり、同意することに決しました。

ここで、山本議員の入場を求めます。

（監査委員 山本章彦君 入場・着席）

○議長（村田幸隆君） ここで時間をいただきまして、選任に同意されました監査委員の松永氏及び山本議員から就任のご挨拶の申し出がありましたのでお願いをいたしたいと思っております。

（監査委員 松永剛君 登壇）

○監査委員（松永剛君） 一言ご挨拶申し上げます。この度、東紀州環境施設組合の監査委員としてご選任をいただきました紀北町の松永剛でございます。微力ではありますがこれまでの経験を生かさせていただき、誠心誠意、職務を全うする所存でございますので、皆さま方のご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いを申しあげ、甚だ簡単ではございますけれども、ただいまご同意を賜りましたお礼の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

（監査委員 山本章彦君 登壇）

○監査委員（山本章彦君） ただいま、東紀州環境施設組合議会選出の監査委員としてご選任いただきました御浜町議会の山本章彦でございます。職務の重要性を認識し、松永委員と共に力をあわせて職務をしっかりとやっていきたいと思っておりますので、皆さま方の温かいご理解、ご協力を賜りますようお願い申しあげまして、就任のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

閉 議

○議長（村田幸隆君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。閉会に際し、管理者から挨拶の申し出がありますので、これを許可します。

管理者。

（管理者 加藤千速君 登壇）

○管理者（加藤千速君） 閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。本日は、長時間にわたり、慎重なご審議を賜りまして誠にありがとうございました。ご提案申しあげました案件につきましてはいずれも原案どおり可決、ご承認を賜りましたことを心よりお礼を申し上げます。今回の広域ご

み処理施設整備事業につきましては、地域の皆さま方、議会そして私ども組合行政が三位一体となって施設整備に向けて邁進していきたいと考えておりますので引き続き、議員の皆さま方のお力添えを賜り、ご指導、ご鞭撻を心よりお願い申しあげまして、本議会閉会にあたりましてのお礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

閉 会

○議長（村田幸隆君） これをもちまして令和3年第1回東紀州環境施設組合議会臨時会を閉会いたします。

午後 3時22分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

臨時議長 莊 司 健

議 長 村 田 幸 隆

署名議員 南 靖 久

署名議員 野 田 純 志